

再意見書

平成 23 年 2 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付けで公告された「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社エヌ・ティ・ドコモ殿 (以下、「NTT ドコモ」という。) KDDI 株式会社殿 (以下、「KDDI」という。)	<p>【NTTドコモ殿意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省令案の対象は二種指定事業者ですが、そもそも各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、本省令案に規定される接続に関する会計の整理・公表についても全ての携帯事業者を対象とすることが適当と考えます。 ・ この点、総務省殿においても「新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。」との考え方が示されているところです。 <p>※「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申(案)への意見及びこれに対する考え方」考え方43</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、二種指定事業者以外の事業者の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、取り組みが不十分な場合には直ちに二種指定事業者化の検討を進めるべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して、市場支配力を有する事業者の市場支配力行使を抑止し、電気通信市場における公正競争環境を整備するために設けられた制度です。 ・ また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の事例等、必ずしも法制度趣旨とは合致しない形で運用指針が示されることで、二種指定事業者と二種指定事業者以外の事業者(以下、「非二種指定事業者」という。)があたかも同一の規制対象であるかのように扱われる事例が存在しています。 ・ 今回の省令案に対するNTTドコモ殿やKDDI殿意見のように、非二種指定事業者に対して、接続会計作成・公表の義務付けや

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【KDDI 殿意見】</p> <p>○非指定携帯事業者の会計情報公開について</p> <p>第二種指定電気通信設備制度が撤廃されないのであれば、二種指定事業者と非指定携帯事業者との競争上の公平性が損なわれないう、非指定携帯事業者の接続料算定に係る会計データについても、二種指定事業者と同様に公表することが必要であると考えます。</p>	<p>ガイドラインの適用等を行うことは、本来、二種指定事業者を規制すべきところを非二種指定事業者に対しても規制を強化するものであり、前述の第二種指定電気通信設備制度趣旨を形骸化させる恐れがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿においては、第二種指定電気通信設備制度の本来の趣旨を踏まえ、本省令案は、二種指定事業者と非二種指定事業者を明確に区分して、制度運用を図るべきと考えます。 ・ なお、一般的な競争法の整理においては市場シェアが40%～50%の閾値を超える場合、市場支配力の存在等が認められていることを踏まえ、市場シェアが40%～50%を超える二種指定事業者に対しては、更なる情報公開義務を課す等の二段階の規制導入についても検討すべきと考えます。例えば、NTTドコモ殿の2009年度までの接続料には営業費が含まれておりましたが、営業費以外の不適切な費用の算入等は、当該規制導入により、事前に防止すべきものと考えます。
KDDI 殿	<p>○情報の公表範囲の判断について</p> <p>今回の総務省令において、二種指定事業者は、接続会計報告書等を総務省へ提出し、その写しを公表しなければならないとされています。接続会計報告書等には二種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合がありますが、それら情報の公表範囲は総務省が関与し判断されています。</p> <p>一方で、一種指定事業者が総務省へ提出する情報については、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定電気通信設備制度と異なり、第一種指定電気通信設備制度の規制根拠が設備の不可欠性(ボトルネック性)にあることを踏まえれば、KDDI殿の主張するとおり一種指定事業者が総務省殿へ提供する情報の公表範囲はより一層の透明性が確保される必要があります。 ・ 総務省殿においては、一種指定事業者が公表する情報について、より高次の透明性の確保を図るべく、早急に情報公表範囲

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>二種指定事業者が提出する情報以上に透明性が確保される必要があると考えます。従って、一種指定事業者が総務省へ提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合であっても、その公表範囲は総務省が関与し厳正に判断するべきであると考えます。</p>	<p>見直しの検討等を開始すべきと考えます。</p>

以上